

別添

幼児教育・保育の無償化の実施内容等について

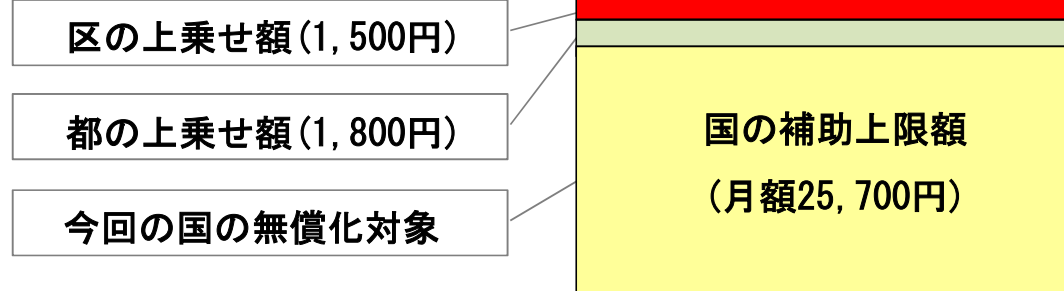
幼稚園利用者への支援

補助上限引き上げ

ポイント

国の補助上限額では区内幼稚園の平均保育料等に満たないため、都・区の補助を上乗せし、負担軽減を図ります

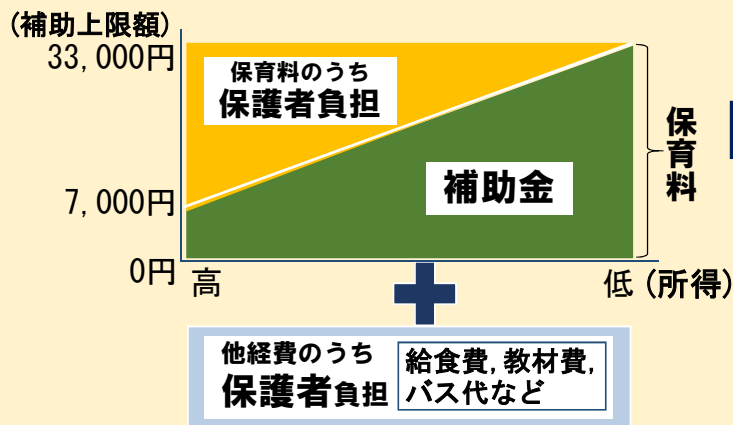
補助割合等



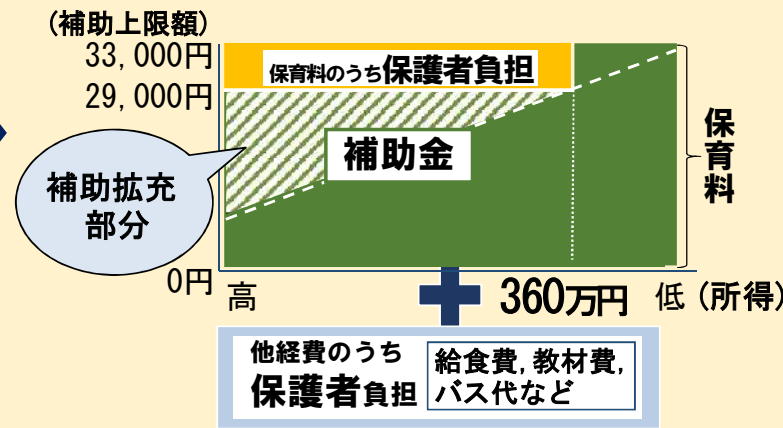
補助上限額の内訳
区内幼稚園の平均額

- ・保育料 約28,500円
- ・冷暖房費相当分 約500円

【現行】所得に応じて補助額が変動



【変更後】低所得者の補助を維持したまま、その他世帯は所得制限なく29,000円まで補助 ※多子世帯は、別途補助要件あり



保護者負担軽減を通じ

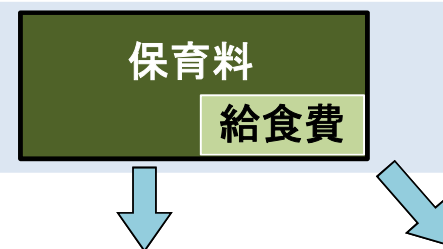
**幼児教育の
機会を拡大**

利用者の約7割が
無償化対象に!
※現行：約2割

認可保育施設利用者への支援

減免対象拡充

- 【現行】
- ① 世帯の所得に応じて保育料の負担額を決定しています
 - ② すべての年齢で、給食費は保育料の中に含まれています



- 【変更後】
- ① 子どもの年齢と住民税の課税・非課税で、有償・無償が決まります
 - ② 3～5歳児は、保育料と給食費(食材費相当分)を別の取り扱いとし、かつ、世帯収入360万円相当で区分されます



(1) 保育料について

住民税課税世帯の0～2歳児の保育料は有償

住民税	0～2歳児	3～5歳児
課税世帯	有償	無償
非課税世帯	無償	無償

New!

(2) 給食費について

3～5歳児の給食費(食材費相当分)は有償

世帯収入	0～2歳児	3～5歳児
360万円以上	これまで同様 保育料に含む	有償
360万円未満		無償

※0～2歳児は、現行と同様に保育料に含んだままの取り扱いになります

多子世帯 向けに、負担軽減を拡充

詳細は次ページ

認可保育施設 保育料の支援

減免対象拡充

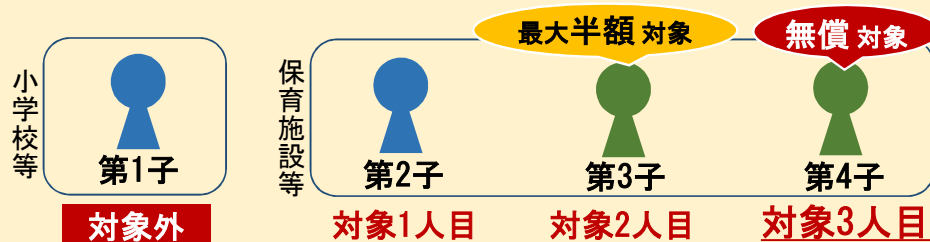
(1) 住民税課税世帯・0～2歳児の保育料に関する支援

10月以降、子どもの人数の**数え方を変更**することで、**多子世帯**の保護者のさらなる**負担軽減**を図ります。

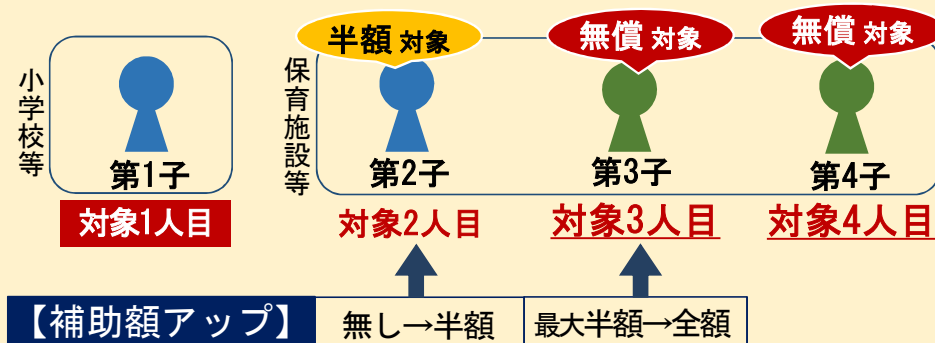
事例

小学生が1人、保育施設等に通う子どもが3人の多子世帯の場合

【現行】 保育施設等に**入所している子どもの人数のみ**を数える



【変更後】 生計を同じくする**小学校就学以上の子どもも含め**数える



子どもの人数の数え方変更による負担軽減にあたり、**東京都の補助金**を活用します

認可保育施設 給食費の支援

減免対象拡充

(2) 3～5歳児の給食費に関する支援 ※保育料はすべて無償

多子世帯の子どもについて、第3子以降は、給食費を免除します（免除対象を拡大）

減免で保育料が無償となった0～2歳の児童が3歳児クラスに上がった際、給食費がかかる場合があります。

保育料と同様、給食費も子どもの人数の数え方を変更することで、多子世帯の負担軽減を図ります。

事例

小学生が1人、保育施設等に通う子どもが3人の多子世帯の場合

【国基準】 保育施設等に入所している子どもの人数のみを数える



【区画充分】 生計を同じくする小学校就学以上の子どもも含め数える



【補助額アップ】

無し→全額

子どもの人数の数え方変更による負担軽減にあたり、区が補助金を支出します

認証保育所利用者への支援

補助上限引き上げ

現行の補助上限額

0～2歳 月額16,000～42,000円

3～5歳 月額13,000～35,000円

変更後の補助上限額

0～2歳 月額40,000～67,000円

3～5歳 月額37,000～57,000円

長時間開所など多様な保育に対応している
認証保育所の利用を促進

3～5歳児の8割以上が無償化対象に!

※現行：対象者なし

事例

保育を要すると認められた3～5歳児の第1子が、
認証保育所に通う場合

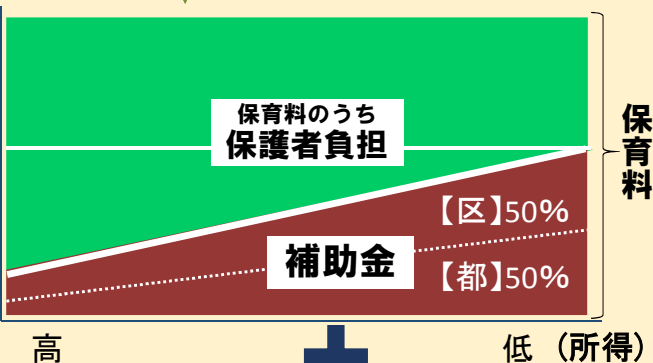
【現行】

(補助上限額)

35,000円

13,000円

0円



保育料

低 (所得)

他経費のうち
保護者負担

行事費など

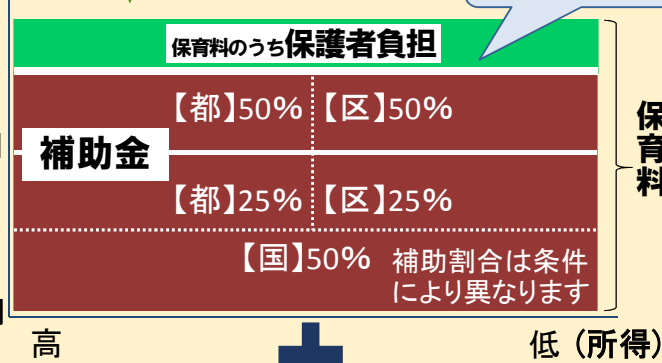
【変更後】

(補助上限額)

「保育を要する」場合 = 57,000円

「保育を要する」と認められない場合 = 37,000円

0円



保育料

低 (所得)

他経費のうち
保護者負担

行事費, 給食費など

補助額は、所得に関わらず一定

※「保育を要する」とは
就労、介護、疾病などで
保育施設への入所が必要
と区が認めたもの

補助割合は条件により異なります